

政 委 第 1 号
平成 21 年 1 月 7 日

環境省独立行政法人評価委員会

委員長 松 尾 友 矩 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大 橋 洋 治

平成 19 年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績に関する
評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

当委員会は、平成 20 年 8 月 28 日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人国立環境研究所における平成 19 年度業務実績の評価結果について」等のうち契約の適正化に係る評価の結果に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

今後、貴委員会におかれては、本意見を活かし、国民の行政に対する信頼回復のために、政府が契約事務の一層の適正化に取り組んでいる趣旨を十分踏まえ、厳格かつ客観的な評価を行っていただくようお願いします。

平成 19 年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に係るもの）について

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会の関心事項

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成 19 年 11 月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）においては、「随意契約見直し計画^{（注）}の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」（平成 20 年 9 月 5 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム。以下「関心事項」という。参考資料 1 参照）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。関心事項においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況等に係る評価、また、個々の契約の合規性等に係る監事等のチェックプロセスのフォローなどを示したところである。

（注） 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19

年8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

2 環境省所管独立行政法人における契約状況

平成19年度における環境省所管独立行政法人における契約の状況は、別表のとおりである。

平成19年度の環境省所管独立行政法人全体における競争性のない随意契約は、18年度と比較して、約25.19億円、241件減少し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合も金額で9ポイント、件数で12ポイント減少している。

また、環境省所管独立行政法人全体における一般競争入札に占める1者応札の状況は、別表のとおり、70件(40%)となっており、各法人の主たる事業類型ごとの状況については資料のとおりである。

3 平成19年度における環境省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)についての意見

平成19年度における契約の適正化に係る貴委員会の評価に当たっては、監事によるチェックプロセスの検証などの工夫がなされている。

しかしながら、環境省所管2法人(国立環境研究所、環境再生保全機構)の業務の実績に関する契約の適正化に係る貴委員会の評価の結果(以下「評価結果」という。)について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

なお、契約事務に係る執行体制の評価については、各法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などを勘案した上で、当該体制が契約の適正実施確保の観点から有効に機能しているかについて留意されたい。

(1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性に関して、環境省所管2法人については、評価結果において、「国の方針に沿って随意契約の見直し、一般競争入札等も公表するなどの改善

が行われており、総じて適切に対応されていると考えられる」旨の言及などがなされている。

しかしながら、2法人ともに、表3-1のとおり、会計規程等において、国の契約の基準と異なる規定が設けられているが、このような規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及されていない状況がみられた。

例えば、国の場合、随意契約によることができる具体的要件が定められているが、独立行政法人の場合、随意契約要件として「随意契約とする特別な理由があるとき」と具体的に定められていない条項（いわゆる「包括的随契条項」）が規定されているものがある。同条項は安易に適用された場合の弊害が大きいと考えられ、法人の業務の特性等を踏まえてあらかじめ想定される随意契約にならざるを得ないものについてはできる限り具体的に定めるべきであり、その規定の整備内容の適切性について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考えられる。

したがって、貴委員会は、契約に係る規程類の整備内容の適切性を確保する観点から、今後の評価に当たって、国の契約の基準と異なる規定については、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡。参考資料2参照）をも踏まえて評価するとともに、評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表3-1) 国の契約の基準と異なる会計規程等の規定

独立行政法人名	会計規程等の規定
環境再生保全機構	・「独立行政法人環境再生保全機構会計規程実施細則」（平成16年4月1日施行）において、随意契約要件として「業務運営上特に必要があるとき」と具体的に定められていない条項がある。
国立環境研究所	・「独立行政法人国立環境研究所契約事務取扱細則」（平成13年4月1日施行）において、随意契約要件として「随意契約とする特別な理由があるとき」と具体的に定められていない条項

独立行政法人名	会計規程等の規定
	がある。

- (注) 1 独立行政法人の会計規程等に基づき、当委員会が作成した。
 2 会計規程等において、国の契約の基準と異なる条項が設けられているが、評価結果において、この条項を設けることの適切性について言及されていない法人について、本表に掲載している。

(2) 随意契約見直し計画の実施・進捗^{ちよく}状況等に関する評価結果

随意契約見直し計画の実施・進捗状況等に関して、環境省所管2法人については、評価結果において、「随意契約見直し計画を策定し、その達成に向けて競争的契約が増加したことは評価できる」旨の言及などがなされている。

しかしながら、国立環境研究所については、表3-(2)のとおり、当該法人の随意契約見直し計画において、平成20年1月以降に取り組むこととしている事項についての取組状況に関する検証結果が、評価結果において言及されていないとの状況がみられた。

したがって、今後の評価に当たっては、随意契約見直し計画の実施・進捗状況等の検証結果についても評価結果において明らかにするよう留意されたい。

表3-(2) 随意契約見直し計画において、平成19年度内に取り組むこととしている事項がある独立行政法人の状況

法人名	平成19年度内に取り組むこととしている事項
国立環境研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合評価方式の導入拡大 ・ 複数年度契約の拡大 ・ 入札手続の効率化 (以上は、平成20年1月以降に取り組むとしている事項)

- (注) 1 当委員会が作成した。
 2 随意契約見直し計画において平成19年度内に取り組むこととしている事項があり、評価結果においてその取組状況の検証結果が言及されていない法人について、本表に掲載している。

(3) 個々の契約の合規性等に関する評価結果

ア 関連法人に係る委託の妥当性に関する評価結果

【国立環境研究所】

- ・ 本法人には、平成 19 年度末現在で関連法人が 1 法人あり、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連公益法人等に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである」との指摘を行っている。しかしながら、当該関連法人に対し、研究業務等の一部について随意契約による業務委託がなされているにもかかわらず、評価結果においては、「関連法人等との人・資金の流れの在り方については問題ないものとする。」と記載されているのみである。今後の評価に当たっては、関連法人との契約について、契約方式や応募（応札）条件等の検証結果を踏まえ、競争性・透明性の確保の観点から、関連法人に対する業務委託契約の妥当性及び検証内容について評価結果において明らかにすべきである。

イ 一般競争入札における 1 者応札率が高い法人に関する評価結果

【国立環境研究所】

- ・ 本法人については、表 3－(3)及び資料のとおり、①平成 19 年度における一般競争入札のうち応札者が 1 者の件数が 2 者以上の件数を超過（1 者応札率が 50%を超過）している、かつ、②本法人の 1 者応札率について本法人が該当する法人類型の平均の 1 者応札率を超過している。一般競争入札は契約の競争性・透明性を高めるという意義を有するものであり、特に、1 者応札率が高い法人については競争性・透明性の確保の観点からの理由等の説明を踏まえた検証が必要であると考えますが、評価結果において言及されていない。

今後の個々の契約の合規性等に係る評価に当たって、一般競争入札において 1 者応札率が高い法人については、法人の業務を勘案した上で、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改

善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

表 3 - (3) 平成 19 年度における一般競争入札における 1 者応札件数等について

独立行政法人名	1 者応札件数	2 者以上の応 札件数	1 者応札率	該当する類型の平 均 1 者応札率
国立環境研究所	66 件	41 件	61.7%	研究開発型：60.4%

(注) 1 各独立行政法人の平成 19 年度における随意契約見直し計画のフォローアップに基づき、当委員会が作成した。

2 1 者応札率とは、一般競争入札のうち、応札者が 1 者である件数の割合をいう。

3 「該当する類型の平均 1 者応札率」欄については、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成 19 年 8 月 10 日閣議決定）における事務・事業等の類型（公共事業執行型、助成事業等執行型、資産債務型、研究開発型、特定事業執行型、政策金融型の 6 類型）に基づき、該当する類型の全法人の平均 1 者応札率を記載している。

4 ①平成 19 年度における一般競争入札のうち応札者が 1 者の件数が 2 者以上の件数を超過（1 者応札率が 50%を超過）している、かつ、②本法人の 1 者応札率について本法人が該当する法人類型の平均の 1 者応札率を超過している法人のうち、評価結果において競争性・透明性の確保の観点からの理由等の説明がなされていない法人について、本表に掲載している。

別表 環境省所管独立行政法人における契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数、下段：金額(億円)）						一般競争入札における1者応札の割合（1者応札件数(%)／一般競争入札件数）	関連法人	
	平成18年度			平成19年度				関連法人数 注3	関連法人との契約がある法人 注4
	競争性のある契約 注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
国立環境研究所	51	796	847	113	591	704	66(62%) ／107件	1	○
	43.86	50.56	94.42	32.31	26.74	59.06			
環境再生保全機構	79	78	157	99	42	141	4(6%) ／66件	0	
	5.89	4.65	10.54	6.64	3.28	9.92			
合計 (環境省)	130 (13%)	874 (87%)	1,004 (100%)	212 (25%)	633 (75%)	845 (100%)	70(40%) ／173件		
	49.75 (47%)	55.21 (53%)	104.96 (100%)	38.95 (56%)	30.02 (44%)	68.98 (100%)			
合計 (独立行政法人全体)	36,618 (36%)	65,235 (64%)	101,853 (100%)	43,224 (46%)	50,797 (54%)	94,021 (100%)	10,768(45%) ／24,168件		
	11,523.83 (52%)	10,484.13 (48%)	22,007.93 (100%)	14,907.13 (60%)	9,829.43 (40%)	24,736.56 (100%)			

(注)

- 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」（平成20年7月4日総務省行政管理局）等に基づき、当委員会が作成した。なお、同資料では郵便貯金・簡易生命保険管理機構は対象外となっているため、合計（独立行政法人全体）には、当該機構の数値は含まれていない。
- 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。
- 関連法人数は、平成19年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人の合計数を記載している。
- 各法人の平成19年度の財務諸表を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載している。
- 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。